

○訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（平成12年3月3日 老企第55号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>1 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の作成についての留意事項</p> <p>(1) 訪問看護計画書は、主治の医師の指示、利用者の希望や心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載して作成すること。なお、既に居室サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものであること。</p> <p>(2) 主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。</p> <p>(3) 訪問看護ステーションの管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに訪問看護記録書の内容について十分な助言、指導等必要な管理を行うこと。</p> <p>2 訪問看護計画書等の記載要領</p> <p>(1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の様式は、別紙様式1及び別紙様式2を標準として作成するものであること。</p> <p>なお、既に老人保健法及び健康保険法等の指定訪問看護を実施している場合にあつては、現在使用している様式を取り繕って使用しても差しつかえないこと。その場合には、備考欄に要介護認定の状況を追加し記入すること。</p> <p>(2) 訪問看護計画書には、看護・リハビリテーションの目標、訪問計画及び看護内容を記載すること。備考欄には、特別な管理を要する内容等を記載すること。</p> <p>(3) 訪問看護報告書には、訪問看護を行った日に○を印すこと。なお、急性増悪等により特別訪問看護指示書の交付を受けて訪問した日には△、緊急時訪問を行った日は×印とすることとし、当該報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書（当該計画書を指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第六十九条第四項において診療記録の記載</p>	<p>1 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の作成についての留意事項</p> <p>(1) 訪問看護計画書は、主治の医師の指示、利用者の希望や心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載して作成すること。なお、既に居室サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものであること。</p> <p>(2) 主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。</p> <p>(3) 訪問看護ステーションの管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに訪問看護記録書の内容について十分な助言、指導等必要な管理を行うこと。</p> <p>2 訪問看護計画書等の記載要領</p> <p>(1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の様式は、別紙様式1及び別紙様式2を標準として作成するものであること。</p> <p>なお、既に健康保険法等の指定訪問看護を実施している場合にあつては、現在使用している様式を取り繕って使用しても差しつかえないこと。その場合には、備考欄に要介護認定の状況を追加し記入すること。</p> <p>(2) 訪問看護計画書には、看護・リハビリテーションの目標、訪問計画及び看護内容を記載すること。備考欄には、特別な管理を要する内容等を記載すること。</p> <p>(3) 訪問看護報告書には、訪問看護を行った日に○を印すこと。なお、急性増悪等により特別訪問看護指示書の交付を受けて訪問した日には△、緊急時訪問を行った日は×印とすることとし、当該報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書（当該計画書を指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第六十九条第四項において診療記録の記載</p>

をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

(4) 訪問看護記録書は、各訪問看護ステーションにおいて、利用者毎に作成すること。主治医及び居宅介護支援事業所からの情報、初回訪問時に把握した基本的な情報等の記録(記録書Ⅰ)及び訪問毎の記録(記録書Ⅱ)を整備し以下の事項について記入すること。  
 記録書Ⅰには、訪問看護の依頼目的、初回訪問年月日、主たる傷病名、既往歴、現病歴、療養状況、介護状況、緊急時の主治医・家族等連絡先、指定居宅介護支援事業所の連絡先、その他関係機関との連絡事項等を記入すること。  
 また、記録書Ⅱには、訪問年月日、病状・バイタルサイン、実施した看護・リハビリテーション内容等必要な事項を記入すること。  
 なお、訪問看護記録書は電子媒体を活用しても差し支えないこと。

3 訪問看護計画書等の保管

(1) 訪問看護計画書等は、利用者毎に作成し保管する。  
 なお、途中で介護保険の給付ではなく、医療保険給付対象となる訪問看護を受けた場合は、それが明確になるように罫線で囲む等を行うこと。

(2) 訪問看護計画書等は二年間保存のこと。

をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

(4) 訪問看護記録書は、各訪問看護ステーションにおいて、利用者毎に作成すること。主治医及び居宅介護支援事業所からの情報、初回訪問時に把握した基本的な情報等の記録(記録書Ⅰ)及び訪問毎の記録(記録書Ⅱ)を整備し以下の事項について記入すること。  
 記録書Ⅰには、訪問看護の依頼目的、初回訪問年月日、主たる傷病名、既往歴、現病歴、療養状況、介護状況、緊急時の主治医・家族等連絡先、指定居宅介護支援事業所の連絡先、その他関係機関との連絡事項等を記入すること。  
 また、記録書Ⅱには、訪問年月日、病状・バイタルサイン、実施した看護・リハビリテーション内容等必要な事項を記入すること。  
 なお、訪問看護記録書は電子媒体を活用しても差し支えないこと。

3 訪問看護計画書等の保管

(1) 訪問看護計画書等は、利用者毎に作成し保管する。  
 なお、途中で介護保険の給付ではなく、医療保険給付対象となる訪問看護を受けた場合は、それが明確になるように罫線で囲む等を行うこと。

(2) 訪問看護計画書等は二年間保存のこと。

4 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第七十三条に規定する介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書についても、1から3の取扱いと同様とする。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にかかる定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスに係る計画に限る。)、訪問看護報告書及び訪問看護サービス記録書並びに指定複合型サービスの提供にかかると複合型サービス計画(看護サービスに係る計画に限る。)、複合型サービス報告書及び複合型サービス記録書の作成については、訪問看護計画書、訪問看護報告書及び訪問看護記録書と同様の取扱いとする。

## 別紙様式 1

## 訪問看護計画書

患者氏名		生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 ( 歳)
要介護認定の状況	自立 要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)	
住 所		
看護・リハビリテーションの目標		
年 月 日	問 題 点 ・ 解 決 策	評 価
備考		

上記の訪問看護計画書に基づき指定訪問看護又は看護サービスの提供を実施いたします。

平成 年 月 日

事 業 所 名

管 理 者 氏 名

印

殿

## 別紙様式 2

## 訪問看護報告書

患者氏名		生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 ( 歳)
要介護認定の状況	自立 要支援 (1 2)	要介護 (1 2 3 4 5)
住 所		
訪 問 日	平成 年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	平成 年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
	訪問日を○で囲むこと。特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を実施した日は△で囲むこと。緊急時訪問を行った日は×印とすること。 なお、右表は訪問日が2月にわたる場合使用すること。	
病状の経過		
看護・リハビリテーションの内容		
家庭での介護の状況		
特記すべき事項		

上記のとおり、指定訪問看護又は看護サービスの提供の実施について報告いたします。

平成 年 月 日

事 業 所 名  
管 理 者 氏 名

印

殿

# 訪問看護・介護事業者に対する駐車許可簡素化事業

平成25年10月から警察庁・岡山県警と協議した結果、訪問介護事業者等に対して、利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した包括的な時間での駐車許可が可能となった。(対象区域は岡山県全域)

## 主な変更内容(平成26年4月～)

- 1 駐車日時の特定  
(記入例)  
「13時～14時の間」
- 2 駐車場所の特定  
訪問先での駐車場所の特定が必要  
(記入例) 岡山市北区大供1-1-1
- 3 申請書類の簡素化  
・駐車場所付近の見取り図  
・添付書類、添付部数
- 4 許可申請の一括受理  
訪問先が複数の警察署の管轄区域にまたがる  
場合、各警察署ごとに申請

(記入例)

- ・事業所の営業時間内(9時～17時までの間)
- ・事業所の営業時間内(9時～17時までの間)及び緊急訪問時

「訪問場所付近」との表現でも申請可能

(記入例) 岡山市北区大供1-1-1付近

原則、既存の地図への記入で構わない  
添付書類・部数は必要最小限で構わない  
詳細は管轄警察署にて確認

可能な限り、申請の受理や許可証交付等はワンストップで行う(許可は各警察署)

※当該措置は駐車許可の手続きの簡素化であり、駐車許可の基準の変更を行うものではありません。

## 効果

上記の手続きの簡素化により、

- ・介護事業所は、駐車許可申請時の負担が軽減されるとともに利用者からの緊急の求めに対する早期対応が可能となる。
- ・利用者は、緊急の求めに対して迅速かつ適切な処置を受けることが可能となる。

# (お知らせ) 訪問看護・介護等に係る駐車許可の手続きが簡素化されています

岡山市では、警察庁・岡山県警との協議の結果、平成26年3月より、訪問看護・介護事業者等が利用者の緊急の求めに応じて行う緊急訪問等について、全国に先駆けて駐車許可の手続きの簡素化が実現しています。

## 主な内容

### 1 駐車日時の特定

これまでは、介護計画等によって駐車日時を特定していた。(例えば、「13時～14時の間」など)



○今後は、駐車場付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図る。

駐車許可申請時に、例えば、

・訪問介護事業所の営業時間内(9時～17時までの間)

・訪問介護事業所の営業時間内(9時～17時までの間)及び緊急訪問時

とするなど、訪問介護事業者が利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した許可時間とする。

○介護従事者個人車であっても、上記の許可の対象となる。

(ただし、申請時に身分証明書の添付が必要)

### 2 駐車場所の特定

「訪問場所付近」との表現でも申請可能  
(これまで通り、訪問先一覧の提出は必要)

### 3 申請書類の簡素化

・駐車場所付近の見取り図

・添付書類、添付部数

原則、既存の地図への記入で構わない  
必要最小限で構わない。詳細は管轄警察署にて確認

### 4 許可申請の一括受理

訪問先が複数の警察署の管轄区域にまたがる場合、  
可能な限り、許可証交付等はワンストップで行う  
(許可は各警察署ごとに行う)

※駐車許可証を交付されても、法定駐車禁止場所には駐車できません。

※道路以外の民地への駐車については、駐車許可は何の効力もありません。民地に駐車する場合は、所有者の了解を得てください。

※駐車許可の簡素化の対象範囲は岡山県全域です。

○駐車許可申請については最寄りの警察署にご相談ください。

岡山市 医療政策推進課  
医療福祉戦略室  
086-803-1638(直通)

岡 規 第 1 1 3 号  
平成26年 3 月 11 日

H 3 1 . 1 2 . 3 1
規 0 2 b

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

訪問介護等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化に  
ついて(通達)

駐車許可制度については、「駐車が禁止されている場所又は時間制限駐車区  
間における駐車 of 許可の事務取扱要領について(通達)」(平成19年7月27日付  
け岡規第224号警察本部長例規。以下「例規通達」という。)により、対応して  
きたところであるが、高齢化社会の進展に伴い、在宅での医療、介護のサービ  
スが24時間態勢で実施されるなど、近年、訪問診療等の社会的な重要性が増す  
中、訪問診療等に使用する車両の駐車許可事務については、これまで以上にき  
め細やかな対応が求められている。

このような現状を踏まえ、このたび、下記のとおり、可能な範囲で駐車許可  
事務の簡素合理化を図ることとしたので、申請者の負担軽減に努められたい。

なお、今回の通達は、例規通達の内容を変更するものではないので留意され  
たい。

記

1 基本的考え方

道路交通法(以下「法」という。)第45条第1項ただし書の既定による駐車  
許可は、駐車許可の対象とされる道路の部分(法第44条の停車及び駐車が禁  
止されている道路の部分及び同法45条第2項の無余地となる場所を除く。)  
に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、  
当該特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量し、前者  
が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の  
対象が画一的に定まるものではない。

駐車許可申請の受理に際しては、申請に至る事情や用務の内容等を個別具  
体的に審査した上で許可の適否を判断すること。

2 対象車両

医師、歯科医師、助産師、看護師、介護事業者等の医療関係従事者が、訪

問診療、訪問介護等に使用する車両。

### 3 簡素合理化の内容

#### (1) 駐車日時の特定

これまでは、介護計画等によって駐車日時を特定していたが、今後は、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図ること。

具体的には、

- 訪問介護事業所の営業時間内(9時から17時までの間)
- 訪問介護事業所の営業時間内(9時から17時までの間) **及び緊急訪問時**

とするなど、訪問介護事業者が、利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合などを想定した許可時間とすること。

なお、緊急訪問時とは、別紙のようなケースを想定しているので、参考とされたい。

#### (2) 駐車場所の特定

駐車を許可する場所の特定については、申請に係る訪問先一覧表の提出により特定した上で、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

#### (3) 申請書類の簡素化

##### ア 駐車場所及び周辺の見取図

駐車場所及び周辺の見取図については、必要以上に詳細なものを求めたり、地図に道路幅員や車両の寸法を記入させたりせず、既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととするなど、申請者の見取図作成に係る負担軽減を図ること。

##### イ 病名が記載された書面

訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、必要最小限にとどめること。

##### ウ 添付書類及び添付部数

添付書類及び添付部数については、申請者の負担軽減の観点から、必要最小限にとどめること。

### 4 申請手続き等の合理化

#### (1) 許可申請の一括受理

申請された訪問先が複数の警察署の管轄区域にまたがる場合については、可能な限り、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を一の警察署で一括して行うこと。

なお、この場合の審査については、訪問先を管轄する警察署が行うことになるので、関係警察署間における連携を密にすること。



(2) 緊急やむを得ない場合の申請に係る迅速な処理

夜間や緊急時の対応については、岡山県道路交通法施行細則第6条第3項に定められた、緊急やむを得ない場合の口頭での駐車許可申請が行えることから、迅速かつ適切な処理に配慮すること。

本件担当

交通規制課企画係

課長補佐 5165

係長 5168

主事 5174

## 訪問介護の緊急訪問の例示

訪問介護事業者等が、緊急に利用者宅を訪問する必要がある場合とは、

- 転倒（車いすとベッドの間を移乗する際の転倒等）
- ずり落ち（車いすやベッドからのずり落ち）
- 転落（車いす、ベッド、いすから転落）
- 排泄（便の処理等）

などの身体介護に対する対応であり、介助がないと解決されず、また主介護者(家族)が高齢等の理由で対応できない場合をいう。